

MPS—GAP 認証制度

発行日 : 2001 年 4 月 1 日

改訂 : 2020 年 2 月 19 日

承認 : 2020 年 2 月 19 日の MPS 利害関係者会議及び 2020 年 2 月 19 日の MPS 取締役会にて承認された。

有効日 : 2020 年 2 月 24 日

もしも内容に疑義や説明不足があった場合、オランダ語版の解釈を優先する。

この認証プログラムのいかなる部分も MPS 財団の事前の許可なしに複写及び/又は公表することはできない。

認証制度は以下を含む:
MPS—GAP の認証基準
添付 A: MPS—GAP 制裁規則
添付 B: 推定が許される国々で使用される作物保護材
MPS 商標の使用説明

編集更新状況

バージョン	更新された版	更新された版が無効となる日	新規格の有効日	適合する記述
8.1-030309	8-190208	2010 年 1 月 1 日	2010 年 1 月 1 日	条項 2.12c
8.2-151111	8.1-030309	2012 年 1 月 1 日	2012 年 1 月 1 日	条項 2.4 と 2.8g
9-270213	8.2-151111	2013 年 4 月 1 日	2013 年 4 月 1 日	グローバルギャップ v4 の同等性承認を担保した後の新バージョン
0-0105201	9-270213	2017 年 7 月 1 日	2017 年 7 月 1 日	グローバルギャップとの同等性承認を終了したことによる新バージョン
1-2504201	10-1052017	2018 年 9 月 15 日	2018 年 9 月 15 日	グローバルギャップ v5 との同等性後の新バージョン
1.1-19022	11-250418	2020 年 2 月 24 日	2020 年 2 月 24 日	グローバルギャップ v5.1 との同等性後の新バージョン

0 一般条項

0.1.1 用語と定義

Applicant(申請者)

MPS-GAP 認証を取得するため、認証機関に申請をした会社。

CB

認証機関。

Certificate(認証)

認証機関により発行された書類で、MPS-GAP 認証規格の要求事項に従い、MPS-GAP 認証を保有する権利を得た、認証状に記載されている会社で生産された花及び／又は植物及び／又は種苗であることに正当な信頼があることを示している。

Certificateholder(認証取得者)

認証した農産物を市場に提供する法人。

Cos(利害関係者会議)

利害関係者会議。

GMO

遺伝子組み換え作物

Grouplabel(グループラベル)

異なる独立した会社が、一緒になって一つの MPS-GAP のグループラベルを持つこと。

Grower(生産者)

MPS-GAP 認証規格の要求事項を満たした自然人または会社で、認証を受け、契約に特定された場所で栽培され、供給された花・植物、および会社に関係する広告物(レターヘッドやパンフレットのよう)に MPS-GAP を表示する権利を持っている。花・植物・種苗が栽培され供給された前出の場所は生産者の登録番号で特定されている。

MPS

スキームのオーナー。

同時所有者

栽培者が認証生産方法で自ら栽培するのと同じタイプの非認証作物を購入する状況

PPM

植物種苗(種苗)

生産場所

単一法人により所有または賃借された場所で、同じ生産要素(例えば水や機械類など)が使用される。多数の作物が一つの場所で栽培される。

Scope(範囲)

要求事項に従い MPS 認証を受けた、特定の場所からの生産物。

0.2 申請の範囲

a) 認証基準は園芸生産物と種苗に適用する。

b) 認証取得者は園芸生産物、及び／又は種苗の生産者である。

0.3 目的

a) 認証規格の目的は、顧客の要求と期待に継続的に応えるために、マネジメントと生産方法を改善することである。

0.4 財源

a) 申請者と認証取得者は、認証審査と定期審査の費用を責任ある認証機関に支払う義務がある。これらの費用は、認証機関と参加者・認証取得者との契約に基づいて、当該の認証機関から、直接請求される。

0.5 免除

a) 例外的に、それらの条件の実現を要求することが適切ではないとの意見があり、ある条件は他の方法によって満たされることが明らかにされたりした場合、MPS 利害関係者会議は一つ又はそれ以上の条件や義務を免除することができる。

b) 制約、条件及び規定が免除に付加される。認証はそのような免除に基づいて部分的に与えられる。

c) 制約は書面で記録され、申請者／認証取得者に送られる。制約は申請者／認証取得者によって

保管され、審査の間、見られる状態にしなければならない。

0.6 責務

- a) MPS は、認証の実施や関係から生じた、申請者、認証取得者または第三者により発生したいかなる損失の義務を、いかなる形においても受け入れない。

0.7 認証機関

- a) MPS-GAP に付随する条件を満たしていることの証明と認証は、MPS と有効な契約を交わした認証機関によって行われる。審査は認証機関によって認められた審査機関からの審査員によって行われる。
- b) 審査機関は、これらの審査を行うために優秀な審査員を派遣しなければならない。審査員は：教育や経験、正式コースの終了等により得た作物保護剤、IPM、肥料および GAP についての知識を持ち、高校卒業資格または、同等の教育を受け（最低2年間）、卒業後最低2年間の経験を積んでいる。また、園芸全般（生産または品質保証）について最低3年の経験を有している。
語学能力：専門用語を含む地域の使用言語。
- c) 審査員は審査を実施する際、生産者の要求があった場合、身元を明らかにしなければならない。

0.8 申請

- a) 生産者は、認証の為に、認証対象となる作物が栽培、加工される全ての場所を登録しなければならない。範囲は栽培全体（増殖から収穫まで）と、生産者が所有している限りはその取扱いに係る部分を含む。
- b) 生産物の加工（化学処理、包装、貯蔵、洗浄など）がない場合、これを MPS に知らせる。生産物の範囲は、生産物を生産する場所に関連している。登録のない場所で生産した生産物は認証することができない。さらに、登録した場所で生産しても、登録範囲以外で生産した生産物は認証することができない。
- c) MPS-GAP 認証に申請した生産者のすべての関係情報は、生産者を MPS-GAP 登録するために登録される。登録情報は次のものを含む：会社名、担当者、住所（所在地と郵便宛先）、他の ID 及び連絡用データ。
- d) 認証は生産ユニットが法人を変えた場合、他法人への譲渡はできない。この場合、初回審査が必要になる。
- e) 認証は、一部の品目や場所、又は会社の一部としてではなく、関連する範囲全体（法人）としての会社が付与される。
- f) 生産場所を法人／認証取得者が所有していない場合、次の情報を含む署名入り文書が必要である。：場所の所有者は、その場所での活動について責任や意思決定力を有しない。
更に、以下の詳細を含んだ署名入り契約がなければならない。
* 認証所有者の名前 * 場所所有者の名前・住所 * 場所の詳細 * 両者代表のサイン
- g) 申請用紙がいったん受領されたら、認証機関が独自のグローバル GAP ナンバー（GGN）を受領した28営業日以内に確認される。

0.8.1 同時所有者

- a) MPS-GAP の認証作物と非認証作物を所有する全申請者／認証取得者は、同時所有者として登録されなければならない。
- b) 栽培者は、登録過程の間で同時所有者であることを認証機関に知らせなければならない。

0.9 審査（一般）

- a) 審査は、会社訪問からなり、求められている要求事項を満たしているかを評価する。その内容は目視検査（会社そのもの、作業機器、操作作業および記録類）および実地検査（温室、栽培面積、設備、在庫、作物保護剤の特性、肥料、廃棄物、記録など）で、生産者と従業員は必要な説明を求められる。
- b) 届出した生産場所でモニタリングが行なわれる。
- c) MPS-GAP 審査は通常、1法人につき最低3時間は行われる。この時間はチェックリストの記入と生産者への報告が含まれる。
- d) 審査時間に影響を及ぼす要因として、（リストが完全でない）、栽培地の数、作物の数、従業員数、審査のタイプ（認証審査か、フォローアップか）、データの利用しやすさと分かりやすさがある。

- e) 生産者は、MPS-GAP 認証規格に関係する要求事項について、それらを行う第三者の法令順守に責任がある。
- f) 各管理ポイントに対して、審査員はそれがどのような範囲で実施されているかを確認する：
はい：実施は正しい。
いいえ：その項目は文書化されていない及び又は、実施されていない(かなりの程度)、構造的な欠点がある結果として、標準的な要素がプログラム(の精神)に基づいての文書化や実施がなされていない。
管理ポイントについて、すべてコメントする。~~管理ポイントは、MPS-GAP 文書の中で明らかに規定していない限り、n/aとすることはできない。~~各管理ポイントは、文書中に特定されない限り、n/aとすることができる。管理ポイントが“適用されない”という場合を除き、明確な理由があれば、回答は“はい”となる。
- g) 以下の管理ポイントが必修である。
1.1/2.1/2.2.a/2.2.b/2.3/2.4/2.5/2.6/2.7/2.8/2.9c/2.9g/2.11/2.12a/2.12b/2.12.c/2.13b/2.13f/2.13h/2.14a/2.14.c/2.14d/2.14f/2.14g/2.14h/2.14.i/2.14.k/2.14.l/2.14n/2.15c/2.16.a/2.16c/2.16.e/2.16.j/2.19.c/2.19.k/2.19.m/2.19.o/2.21/2.22/2.23a/2.23c/2.23e/2.24a/2.24b/2.24c/2.25a/2.25b/2.25c/**2.26**/3.2.1/3.2.2/3.2.3/3.2.4/3.2.7/4.1.11/5.1/5.3/5.4/6.1.1/6.1.2/6.1.4/6.1.5/6.2.1
- h) 審査員はチェックリストに結果を記入し、参加者に対してチェックリストに記録することにより変化の機会があることを提示する。また審査員は逸脱を記録し、チェックリストサマリーを完成させる。(審査日、審査時間、審査場所)
- i) 認証授与のためには少なくとも 95%の条項(必修管理ポイントを含む)が規格に従わなくてはならない。規格に従う実際の条項の数は、切り上げられる。条項の最大 5%について、審査は、関係する基準が実行していないことを明らかにする(必修管理ポイントを除く)。実際の条項の数は切り下げとなる。
- j) 実施された管理ポイントが95%より少ない場合、または実施しなかった項目が(又は必修の管理ポイントが一つでも)5%以上の場合、不適合とみなされる。
- k) 不適合があった場合は、この逸脱を適切な方法で生産者が確実に解決し、少なくとも管理ポイントの95%(必修の管理ポイントを含む)を順守し(または必修の管理ポイントを除き、管理ポイントの最大5%が実施していない)、認証機関に書面でこれを伝え(補助記録を含む)、これを正しいものと確認した場合に、認証の授与に対して適切な決定がなされる。
- l) 特定された逸脱に対する是正措置の性質が検証を必要とする場合、または CI オフィスで是正措置を評価するのにさらに時間が必要な場合は、CI はその関連費用を参加者に請求する。
- m) 認証を与えない決定が下された場合、または期限内に生産者から情報を受け取らなかった場合、契約は6ヶ月までの間、一時停止となる。生産者が6ヶ月の期間内に、是正措置を示せなかった場合は、申請手続は終了となる。認証のための新しい手続は申請手続の提出と共に始まるが、以前の申請終了後から12ヶ月が経過していなければならない。
- n) 決定は審査結果の受領日から2週間以内に書面により、認証機関に伝えられる。
- o) 認証は、すべての不適合の解決後28暦日以内に与えられる。
- p) 認証機関は、認証授与の1週間以内に次の詳細情報をMPSに提供する：
* 認証を所有する会社名と、もし異なるならば、会社の商号。
* 法的に会社を代表する人物の名前。
* 認証を所有する会社の営業場所と追加場所の住所。
* 認証所有者が最初に登録された日時。
- q) MPS-GAP のための審査と、他の認証審査との組み合わせは認められる。
- r) 審査報告書の写しは、書面による生産者の許可がある場合にのみ第三者へ提供される。
- s) **最終報告書は、不正な変更等を防ぐために、配付に先立ち、保護、管理される。**

0.9.1 認証審査

- a) 審査は収穫期間に行われるべきである。代替時期として、収穫時期の検査が出来ない場合は、収穫時期に出来るだけ近い(前でも後でも良い)時期が望ましい。これにより、審査員は、できる限り多くの管理ポイントを証明することが出来る。そのような場合、代替時期の正当性は認証機関により認められ、審査報告に記録されなければならない。
- b) すべての管理ポイントのチェックが可能で無い場合、定期審査が要求されるか、ファックス、写真ま

たは他の受け入れられる方法により証拠を送ることができる。すべての管理ポイントが確認され、検査が終るまで認証は発行されない。一旦生産者が登録され、検査の時点で収穫が既に行われた場合、生産者は、収穫に関連する管理ポイントを守っていることの証明を有しなければならない。さもなければ、いくつかの管理ポイントはチェックすることが出来ず、認証は次の収穫まで、発行されない。

- c) 生産者は、一つ以上の作物の認証を求めている。一方、作物はすべて同じ時期ではない。換言すれば、ある作物の収穫は他の収穫と必ずしも一致しない。対象となる作物が複数ある場合、初年度の検査は、他の作物は同程度に適合するという仮説に立って、主要作物が見られるように、出来る限り収穫に近い時期にタイムリーに行われる。認証機関が必要とした場合、順守の証明は、非主要作物の収穫に近づくよう要求され、いくつかの未解決の管理ポイントが確認できそうな時は再訪問が計画される。作物が連続する場合、最初の年は、最初の作物の完全な検査が収穫時期に行われなければならない。同じ最初の年に生育した連続する作物は、各々の作物で基準に従っていることが確認された時のみ、それが各作物の収穫の場所検査であれ、0.9.1 に述べられているガイドラインの適用であっても認証に追加することができる。
- d) 生産者は認証機関から1年間有効の認証を受取る(“有効から”の日付プラス1年マイナス1日)。認証書に記載された最初の有効日は、認証機関が不適合事項の解決後に認証付与を決定した日付となる。認証機関は認証サイクルや有効期間を短くしてもよいが長くすることはできない。
- e) 未解決の不適合事項は、検査日から3ヶ月以内に解決されなければならない。
- f) 警告の原因が特定期間に解決されない場合は、認証が発行される前、3ヶ月以内に総合的検査が行なわれる。
- g) 栽培者が定められた28日以内に要求事項を満たさない場合は、グローバル GAP のデータベース上では、“不適合が未解決”となる。

0.9.2 定期審査

- a) 認証取得者は、認証規格に記載されている要求事項を満たしているか、MPS-GAP ロゴマークを基準の条項に従って使用しているかを評価するための認証機関による定期審査の実施に同意する。この定期審査は、収穫時期の間では最低2年に1回行われる。
- b) この審査は、12 ヶ月に一度行われる。認証機関は、何らかのポイントで必要となった場合、この頻度を増やすことができる。ただし、2つの定期審査は6ヶ月間をあけるようにしなければならない。生産者は、期限切れ日前に、毎年再登録しなければならない。
- c) 次の認証の有効開始日は、認証決定が当初の認証の期限満了後に行われる場合を除き、常に当初の認証の有効開始日から導き出される(例えば、2012 年 2 月 14 日、2013 年 2 月 14 日など)。その場合の有効日は認証決定の日と一致しなければならない。(例えば、当初の有効期限: 2012 年 2 月 13 日、認証決定日: 2012 年 2 月 25 日、有効期間は、2012 年 2 月 25 日から 2013 年 2 月 13 日)
- d) 認証機関は、事由が明確な場合において、12ヶ月よりも長く、最大4ヶ月まで前回の認証期間の延長を選択することができる。この事由は文書化しなければならない。
有効認証期間延長の妥当な理由として;
 - * 認証機関が、前回審査で発見されなかったことや、新たに加わった生産物やプロセスをチェックできるよう、特定プロセスやパートを評価するために認証期限切れ後に審査を望む場合。
 - * 認証機関のリソース不足(例えば、検査員／審査員の不足、辺鄙なエリアでの交通手段不足)
 - * 不可抗力(自然災害、政情不安、病気の流行、医療上の理由による栽培者の不在)次の認証期間の分の登録フィーは全額支払されなければならない。
生産者は延長期間中に再検査を受けることになる。
生産者の要求に応じて、生産物は、当初の認証有効期間内において完全な定期サイクルでグローバル GAP データベースに再受諾される。
- e) 延長されない、“再受付け”されない認証が満了となり、満了日の12ヶ月以内に次の検査(同じ認証機関による)が行われる場合、有効な正当性が与えられ、新たな認証サイクルがスタートする。以前と同じ有効開始日の設定により、前の認証サイクルが復活することになる。前の認証期間/サイクルの間は、認証が延長され、生産が“再受付け”された場合は、サイクルは変更できない。
認証機関は認証が12ヶ月以上切れた場合、当初(初回)検査ルールを適用する。
- f) 認証機関は、例えば観察された不適合への対応や認証取得者についての苦情の受領などにより、

追加の定期審査を決定できる。

- g) 年間の審査が計画されている時期に作物や生産が無い場合、生産者が前の認証の有効期限の最後に再登録し、関係する認証機関が生産者の前の認証を発行しているならば、認証機関は、前の認証の有効期間を12ヶ月以上の4ヶ月まで(合計16ヶ月)延長することを選択できる。次の審査は、当初の認証満了日8ヶ月前から満了日の4ヶ月後の12ヶ月間までの範囲の“検査窓口期間”内いつでも実施できる。
- h) 認証取得生産者が、年度審査時に発見された不適合を期限までに是正できず、規定された要求事項を満たさない場合、契約は最長6ヶ月間延長され、認証は取り消される。生産者はこれを書面で伝えられる。一度認証が取り消されたら認証のマークやロゴは使用できない。認証は認証機関に返還される。生産者が、6ヶ月の間に是正措置を示せなかった場合、契約はこの期間の最後で解消される。
- i) 審査結果受領後28日以内に、指摘された逸脱事項は直ちに、またはアクションプランによって明らかに修復されなければならない。審査結果の受領日が審査日となる。(言い換えれば報告が送付された日ではない)これは、参加者が審査終了後直ちに是正措置をとることを意味する。認証機関も書面で同内容を通知される。

0.9.3 10% 審査

- a) 抜打ち審査が、MPS-GAP 認証生産物を産する会社の10%に対して、毎年実施される。これらは毎回、異なる会社となる。これらの審査では、登録されている範囲から少なくとも、一つの生産物が存在しなければならない。(温室、日よけハウス又は同等のもの)
- b) 会社の選定は、地勢的、作物のタイプ、過去の審査経歴に基づく。
- c) 認証機関は訪問予定の48時間前に生産者に連絡する。予定された日の受入れが不可能であるような例外的なケースの場合(健康上や他の正当と認められる理由によって)、生産者は、抜打ち審査について、もう一度情報を得るチャンスがある。初めてであり、該当する場合、生産者は書面による警告を受けるが、2回目の提案日時は受け入れられない。生産者は、別の日の48時間前の通告を受ける。正当な理由がなく訪問が行われないならば、完全な中止となる。
- d) 認証機関は、抜打ち訪問先の抽出において、収穫期に初回審査を受けていない生産者は次の収穫期が抜打ち審査の大きな機会であることを確認しなければならない。(これは、審査日時の協議の時に、生産者に伝える必要がある)。さらに、認証機関は収穫期に連続した審査を実施する努力をしなければならない。
- e) 毎年、抜打ち審査を最低1件行わなければならない。すなわち、認証機関が10軒未満の生産者を担当していても、毎年最低1軒は審査しなければならない。
- f) 抜打ち検査において、適用される管理ポイントを満たすと確認された時には新たな生産物を現行認証に加えることが出来る。
新たな生産物は異なる有効期間として認証に追加される。元々の認証有効期間は変更されない。
- g) CIPRO(注:The Certification Integrity Program)の評価を年間の抜打ち審査の数に数えてもよい。認証機関は、この審査中に発見された不適合のフォローアップに責任をもつ。
- h) 通知審査(認証、定期審査)と抜打ち審査を同時に実施してはならない。両審査の間隔は最低、30日なければならない。

0.9.4 机上審査

- a) 机上審査は、その会社が有効な MPS 資格を有しているかを確認するために月次で行われる。

0.10 範囲の変更

- a) 生産者は、書面で、認証範囲の変更を要求できる。これは範囲の拡大と縮小の両方に適用する。拡大の要求は、不適合がないことが明らかである場合にのみ認められる。範囲の拡大のために要求されたいかなる審査も評価の前に決定され、生産者に連絡される。
- b) 認証された範囲の一部分が規定された要求事項に従わなくなっている場合は、書面で認証機関に伝える義務がある。
- c) 生産者は生産物の認証停止を、認証機関に自主的に依頼できる。これは、生産者が規格に従うことの困難を経験し、いくつかの不適合を解決する時期を必要とするときに発生する。この停止は、更新日に遅れてはならず、登録と他の申請料金の支払を回避することを、生産者に認めるものではない。

い。生産者の地位は“自己宣言の停止”に変わる。

- d) 生産者は契約後に生じたビジネスの変化を認証機関に伝えなければならない。

0.11 立証責任

- a) MPS-GAP の認証生産者について、認証状況に潜在的な影響を及ぼす全ての情報が MPS や認証機関に伝達された場合、生産者と認証機関は、MPS-GAP 規格を順守していることを示す証拠を確認、提供することにより、その主張を退ける責任がある。結果と対応措置は認証機関によって決められた期日までに MPS へ報告される。
- b) 認証取得生産者と認証機関が定められた期限までに要求された証拠を提供しない場合、MPS-GAP 罰則規定に記述された通常の罰則手続きに従って罰則を科す。
- c) 証拠が検査結果を含む場合、認可された試験所(ISO17025)と中立の抽出見本が含まれている必要がある。

0.12 罰則

- a) 認証取得者が、認証規格の義務を果たせなかった場合、規格所有者(と認証機関)の罰則規則が有効となる。
- b) 認証取得者が、認証規格に反する行為を行った場合、総合商標 MPS-GAP 使用の権利は取り消される。

0.13 修正

- a) MPS 利害関係者会議のアドバイスにより、MPS 取締役会は認証規格を修正する権利を有する。
- b) この認証規格に述べられている手順や規定の規準、規則、条件が変更されたならば、効力のある版が有効となる。
- c) 認証要求事項と関係する規則の変更が MPS 利害関係者会議により承認された後は、これらは関係者を拘束する。この規定は生産者に伝えられる。現実的な変更の期間は、生産者が修正した要求事項に変え、実行することが保証されている。もし生産者が、変更期間後も規則に従えない場合は、新しい要求事項にもとづく認証は継続できない。

0.14 公表

- a) 認証制度のコピーは MPS 及び認証機関で入手できる。
- b) 登録の期間、参加者に、認証規格の変更が伝えられる。
- c) MPS-GAP 参加者のリストは公表される。利害関係者会議は情報の利用方法を定める。
- d) MPS はそのウェブサイトで認証された会社の名前、住所の詳細、登録番号を公表する。生産者は、この公表/規定/一覧表に同意する。
- e) 生産者が MPS-GAP を付けた生産物を販売し、それらが重大な不適合を示すことが後で分かり、疑われた場合、生産者は環境、安全、及び健康の脅威を避けるため、可能なすべての対策をとる。
- f) MPS は、全体の数字やグループの数字(10 社以上の会社)などの計算目的のため、生産者から提供された情報を加工、分析、使用の(委託する)権利を持つ。MPS の取締役会はこれらの数字に関する目的や発表の方法を定める。

0.15 グループラベル

- a) 異なる独立した会社と一緒に一つ MPS-GAP グループラベルを使用することができる。そのためには、各々の会社が MPS-GAP 認証を取得し、MPS グループラベルに関する要求事項を満たし、MPS グループラベルへの参加に同意しなければならない。(my-mps.com 参照)

添付資料 A: MPS-GAP 罰則規定

	基準	不適合	制裁
1	MPS-GAP プログラムの要求事項		
1.1	認証審査		
1.1a	MPS 認証制度で設定されたすべての要求事項に適合しなければならない。	不適合事項が発見された。	参加者は、審査結果受領後28日以内に、証明可能な是正措置を講じなければならない。
1.1b	定められた期間内に証明可能な是正措置をとらなければならない。	是正措置が取られない、あるいは明らかに定められた期間内で取られない。 ¹	新たな審査が計画される。
1.2	定期審査		
1.2a	MPS 認証制度で設定されたすべての要求事項に適合しなければならない。	不適合事項が発見された。	注意。 認証は取り消し。 参加者は、審査結果受領後28日以内に、証明可能な是正措置を講じなければならない。
1.2b	内部審査が実施される。	内部審査が実施されていない。	審査は延期される。
1.2c	定められた期間内に証明可能な是正措置をとらなければならない。	是正措置が取られない、あるいは明らかに定められた期間内で取られない。 ¹	認証は与えない/取り消し。 是正措置が明らかに講じられるまで、契約は一時的に停止される。 ²
1.2d	認証プログラムの変更は、参加者によって実施される。	変更が参加者によって実施されない。	認証は取り消し。 是正措置が明らかに講じられるまで、契約は一時的に停止される。 ²
1.2e	契約の一時停止が起きた場合、是正措置/修正事項の実施を6ヶ月以内に示されなければならない。	是正措置/修正事項の実施が6ヶ月以内に示されない。	契約は解消される。
1.3	予告無しでの訪問が行えない。	正当な理由なく訪問することができない。	契約は停止される。
		認証機関が不正行為の証拠を見つけ、MPS-GAP の要求事項に適合することは見込めないと証明される。	契約は解消される。
1.5		契約上での不履行がある	契約は解消される。

停止が自主的である場合、遵守の期間と是正行動は生産者自身によって定められる。それはそれぞれの認証機関との合意によるが、再登録前に終わっていなければならない。

1. 証明できる是正とは、書面による目に見える証拠が認証機関に利用可能となることを意味する。
2. 一時的な契約停止は、6ヶ月以上続かない。もし、是正ステップが明確に取られなかった場合、契約は解消される。

添付資料 B: 推定が許される国々で使用される作物保護材

	使用国での登録計画	安全使用基準(作業過程と環境)	個々の作物への使用に対する植物保護材の認可
A	登録計画が無い: PPP 輸入に何らかのコントロールが適切におこなわれるかもしれない。	使用される PPP は、“配給と殺虫剤使用の国際的な配給コード”(FAO ローマ 2002)に沿って、商品の安全使用を認められた使用者のための、明瞭なガイドラインを持っていなければならない。	推定の使用が認められる。
B	登録計画がある: PPP の輸入は原産国のラベルを付けて販売が認められる。これは PPP の国のラベルに追加されるものである。	直接輸入した PPP の使用者は、商品が安全使用できる明瞭なガイドラインを示さなければならない。このガイドラインは、販売業者により準備された、翻訳ラベルや小冊子のかたちとなるだろう。	1. 輸入の PPP は国の承認に適合するラベルを備えている。 2. 輸入の PPP は現在の国の承認とは異なるラベルである。この場合、この PPP は国の承認が有効な作物に使用することができる。 3. 作物は、国のラベルにカバーされていない。もし、国の計画がこの習慣を除外しない場合、推定の使用が認められる。

例外: 植物保護材(PPP)の承認前の、最後の試験として、国の協力により生産者によりおこなわれる圃場試験においては、たとえ、生産物の一部が破壊されたり、更なる分析に使用されたりしても、生産者はまだ MPS-GAP 認証を受けることができる。明瞭なトレーサビリティと試験に使用される土地(大きさ)についての情報がなければならない。生産者は、生産者が生産国の法律に完全に適合する圃場試験に参加していることを示す、意味のある記録を利用できなければならない。さらに、これらの試験をマネージする明瞭な方法がなければならない。試験中の PPP は認証された商品としての使用が認められておらず、残留試験はこの商品の残留を示してはならない。